

白浜はまゆう病院 介護医療院 運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、公益財団法人白浜医療福祉財団（以下「法人」という。）が開設する公益財団法人白浜医療福祉財団白浜はまゆう病院介護医療院（以下「施設」という。）が行う介護医療院サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定めることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 事業の目的は、長期にわたる療養を必要とする要介護者（以下「入所者」という。）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その他がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとする。

(運営の方針)

第3条 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って事業の実施に努めるものとする。

- 2 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。
- 3 入所者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行うこととする。
- 4 事業は、施設サービス計画（栄養管理、口腔衛生の管理等）に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して実施することとする。
- 5 従業者は懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行うこととする。
- 6 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束、その他入所者の行動を制限する行為を行わないこととする。
- 7 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 8 事業の質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

(施設の名称等)

第4条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 公益財団法人白浜医療福祉財団 白浜はまゆう病院 介護医療院
- (2) 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町 1447

(診療の方針)

第5条 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境的確な把握に努め、適切な指導を行う。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 この施設における従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者の管理、業務の実施状況を把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業の遂行上、必要な指揮命令を行う。

- (2) 医師 8名（管理者を含む）
医師は、入所者の療養上の管理及びその他の必要な医療等に関する業務に従事する。
また、医師は、入所者の病状が急変した場合においても速やかに診察を行う体制を確保するため、宿直を行う。
- (3) 薬剤師 7名
薬剤師は、医師の指示により入所者の薬を調合する業務に従事する。
- (4) 栄養士 1名
栄養士は、入所者の献立作成、栄養計算及び給食記録を行い、調理員を指導して給食業務に従事する。
- (5) 看護師・准看護師 11名
看護師は、医師の指示により入所者の看護及び介護その他の世話等に関する業務に従事する。
- (6) 介護職員 20名（介護支援専門員との兼務1名を含む）
介護職員は、医師等の指示により入所者の介護その他の世話等に関する業務に従事する。
- (7) 理学療法士 2名
理学療法士は、医師の指示等により入所者の機能回復に関する業務に従事する。
- (8) 作業療法士 2名
作業療法士は、医師の指示等により入所者の機能回復に関する業務に従事する。
- (9) 言語聴覚士 2名
言語聴覚士は、医師の指示等により入所者の機能回復に関する業務に従事する。
- (10) 介護支援専門員 1名（介護職員との兼務を含む）
介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の作成等に関する業務に従事する。
- (11) 診療放射線技師 1名
診療放射線技師は、医師の指示等により入所者の放射線検査に関する業務に従事する。

（入所者の定員）

第7条 当施設はI型介護医療院であり、施設入所の定員は、48名とする。

（事業の内容及び利用料等）

第8条 事業の内容は、入所者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療とする。

2 事業の利用料額は、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。ただし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは次の額とする。

- (1) 介護保険法第48条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から市町村が発行した負担割合証に基づいた負担割合に相当する額

3 前項のほか、次に掲げる費用の額を徴収することとする。（1～5は1日あたり）

- | | | | |
|------------|--------|---------|--------|
| (1) 特別室A | 5,500円 | (4) 冷蔵庫 | 100円 |
| (2) 特別室B | 3,300円 | (5) 診断書 | 2,200円 |
| (3) 個室 | 2,750円 | | |
| (7) 居住費、食費 | | | |

居住費(日額)：従来型個室 1,728円、多床室 437円 食費(日額)：1,445円
但し以下の方は、所得により負担額を軽減する。

①：高齢福祉年金受給者で世帯全体が住民税非課税、生活保護の受給者等
従来型個室 550円、多床室 0円 食費 300円

②：世帯全員が住民税非課税で課税収入額と合計所得金額の合計が80万以下の方
従来型個室 550円、多床室 430円 食費 390円

③：世帯全員が住民税非課税で上記②に該当しない方(課税年金収入が 80 万円超 120 万円未満の方等) 従来型個室 1,370 円、多床室 430 円 食費 650 円

④：世帯全員が住民税非課税で上記②に該当しない方(課税年金収入が 120 万円超の方等) 従来型個室 1,370 円、多床室 430 円 食費 1,360 円

4 前項各号の掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について文書で説明した上、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に入所者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 入所者は次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 従業者の指示に従うこと。
- (2) 施設又は備品の破損及び備品を施設外へ無断で持ち出さないこと。
- (3) 無断で備品の位置や形状を変更しないこと。
- (4) 施設内では喫煙をしないこと。
- (5) その他管理者が必要と認める事項。

(苦情処理)

第 10 条 入所者からの苦情に対し、懇切かつ迅速に対応するため、常設窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入所者またはその家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に対する備えとして、別添『消防計画』を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

(身体拘束等)

第 12 条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等やむを得ない場合は、多職種が組織的に判断し、身体拘束のほか利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとする。

(衛生管理等)

第 13 条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 14 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第 16 条事業の質的向上を図るための研修会（認知症介護に係る研修等）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- | | |
|----------|------------|
| (1)採用時研修 | 採用後 1 ヶ月以内 |
| (2)採用後研修 | 年 6 回 |

2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持されるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事故発生時の対応

事故発生時には、速やかに市町村や介護支援専門員や家族等に連絡し、必要な対策を講じるとともに、サービス提供により賠償すべき事故が生じたときには速やかに損害賠償を行う。

5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成 30 年 3 月 22 日付け老老発 0322 第 1 号）」を遵守の上、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2020 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2021 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2022 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2023 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2024 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2025 年 10 月 15 日から施行する。